白野問答書

210.09
A654h
N

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』 請求記号 210.09-A654h-N

ガラス使用

210.09
A654h
N

○郡鄉　新井勘由問

倭名類聚抄ニ五畿七道ノ國名ノ下ニ郡名ヲ注シ其六七八九ノ國郡ノ下ニハ郡名ノミアリテ鄉名ヲ注セサルハ如何

○庄園

庄園ノ事ハ古ヨリ學者ノ説區々ニシテ中ニハ全ク無カリシト云フ者アリ又ハ奈良朝ノ末ヨリ出來シタリト云フ者アリ中ニハ平安朝ノ初メヨリ有リシト云フ者アリ其説ノ當否ヲ明カニシ且ツ其起源ヲ詳ニシ其時代ノ變遷ヲ述ヘ其種類ヲ擧ケ其性質ヲ論シ其沿革ヲ考フヘシ

○市廛

112082

国立国会
25.3.31
図書館

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N

ガラス使用

尚ほ御下問に依て世人敬重ひこれい神官をや
やもすれば伊勢於ける如きの神願ひ奉る俗よ
いやなりやいやいや

○社

俗よは表の字と義を同して用ひ万葉集ニ
社神社ものをもとより別ニてよは日本紀ホの
中社の字誤字ニて社の字をもとより別ひよい社
社の字をもとめのつもりをもて又社の字訓義ひん
ともめのつもりをもて又社の字訓義ひん

○勲位

令式ホよりてよは勲等ひ不同前ニ
神社なるよい当ニ勲等ひ不同前ニ
上野上総常陸ホのみを国ニ
て称ひ

○別当 勾当

ひ二ハいうもてんぬ

○開闔 寄人

昔ハ記録又ハ文殿なるひ職ニ
る如事ホの

○公文 院掌

昔ハ院司庁ホの下ニ
称ニ

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

○江戸別當領東主、今人、居処、江戸番町、
番長、近清おゐての次第委細ハ仕切下ゲ
○吏ア、使ア、門ア、伴ア
おゐての名目いろ〳〵又いろ〳〵
○帳内資人
○健児、大長、雑色、放免、如木、人長、
舞、助、擬、撰
けふ日番相に於下ゲ
○念人
射禮ホの時ゐての名目ゐ又いろ〳〵
○押領使
いろ〳〵をゐる者ゐの

○青侍青女
けふいろ〳〵ゐての字を加称
○文史武史
名目いろ〳〵ゐて
○磨 筆吕
古人の名ハ磨と云ゐて成加称
磨の字を省いて一字ゐ
ゐて一字のごとく
ゐる時ハ筆吕等宮森
ゐる称ゐのゐもあり
筆吕ゐ又人の名
物の名ゐ加称ゐ
ゐ

○字

学ぶべく字はくさぐさの
多き讀なるべく尺をば処に学
尺をいふ氏とあるべき
字てき事両きものの
○姓氏　氏とは茅原清原大
人ぶのごときとえをいふ
例にて氏骨尸などと
の姓を稱ふ氏ぶよ
うてき稱ふべきあり姓に尺
ふるいふなり

○郡郷

如左示ひ和名抄古写本各
巻ごとに郡名の下に注ひ郡名ごとに
載春日伊勢物語などに
いふなどおほかるべし
ひ名のごとく多かるべし

○庄園

元ハ今ぶ知行ふるごとくそのおとうふひ庄ハ俗字ぶは
荘字ぶひ讀ふ田舎ごとく正字通ぶ唐崔群知貢挙
帰妻乗間勧令置田群臣有荘三十所ひ園ハ
説文取以樹果也とひ今ぶ桜荘園ごとく
讀ふひ私ぶ買得ひ地ぶひ不封地賜田私荘園ひさ

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

ふにより新立荘園などの未の世まで絶えざるのは地は廣りの法にあらず私有の地は廣りの法に依る所なり
荘園を禁ずるにあらず荘園をやめしむるなり
墾田租庸調之法とは戸計口以口班田以戸とて一軒の家おほよそ一町奴婢十人以下一戸十口と立てやはり一口に分田を授くるとて一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり
婢廿人以下一戸奴婢十人以下一戸に同じ
九十石米籾を一人の若き男は田二段女減三分の一
二束二把を出やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり
ふにより新立荘園などの未の世まで絶えざるのは地は廣りの法に依る所なり
荘園を禁ずるにあらず荘園をやめしむるなり
墾田租庸調之法とは戸計口以口班田以戸とて一軒の家おほよそ一町奴婢十人以下一戸十口と立てやはり一口に分田を授くるとて一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり
婢廿人以下一戸奴婢十人以下一戸に同じ
九十石米籾を一人の若き男は田二段女減三分の一
二束二把を出やはり束に舂て得米三斗五升なり一段の田に稲百束を得やはり束に舂て得米三斗五升なり

用途廣りの第一位田職田封戸ホの不を立ゐる不足なき様よう設おのれ以大法とはそも皆一段二束二把の租を納るを一位と十町とはまた職田の大位階田を給ふ一位と十町とはまた職田の大位階田を給ふ一位と十町とはまた職田の大位階田を給ふ

1209S

農奴ハ於テ返還中ニ在ル収穫又ハ
諸ノ出生出芽ニ班給ハ仍班田之法六年一班ヲ令ニ
尺ヲ以又輸地子田ヲ中男ニ以私稲用
ル田外ハ悉ク収メラルル田ニ
作ル者ヲ租ハ法ハ毎ニ東京ニ日ハ延ヲ
ニハ田ヲ六年一度ヲ進ハ
雑ヲ立税ヲ其ノ田ハ
古ノ改ニ依自政寛ニ班田法
后妃湯沐ノ料ヲ譲ル
恵美押勝大臣冠ヲ功田山科寺雑ノ舎ヲ料ヲ施
ノ如ク尺ヲ更ニ后妃湯沐ノ料ヲ
功績ノ料ヲ称ス雑ノ功田ヲ施ス
ヲ寺ヲ

中ヲ
ヲ
ヲ

仍而古来先祖之墳墓毎人のそこにいるを
独改大臣もとく田地を舎い故に彼停廃のそを
中ゆるさるもの也に先祖之墳墓をそろちやさ
ゆるさ荘園をそろちやさるゝのゝなるよにて
やは延久より長承延ハ六年之ゝ知足院関白
山道荘ゝて摂政事法性寺関白従宗忠公事見
中右記いろ〻ゝ荘園の人を停廃ゝる社寺
なゞゝ近衛位の後ハ院ハ院と称ゆる定まる古封の
外ゝ田畠をゝ納ゆ刹前御門の後迷命をゝ男女の親
まゝゝろ好ゝ或ハ妃宮寿者の処ゝ古ゝ分
下さゝれゆ先を院の庄園ゝ加ゝ荘園を寄
なゝて神領出来のゝも田記ゝ元久の比京松

英門定家の不肖の記州吉宮社為今三位宿社掠奪
及行沿賜院御教書事尺明月記いかく風俗ゝ成
ゆゝ私ゝ弘ゝ弘安ゝ弘安ゝ武家朝臣撃武衡
家衡三ヶ年戦ゝ得勝利ゆ拾ゝのゝて東ゝの豪民
を招麾下ゝ定ゝ家人ゆ給恩ゝ処ゝ武朝未治逆乱ゝ先ゝ
ゝるゝとゝんじゆ私領ゝ流人ゝる先をゝ討設の数ゝ
浦一党彼豪民ゝ家人ゝる改替荘園ゝ侍廃事ゝ
究徳延久ゝ改替荘園ゝ侍廃事ゝ
を思ひゝるゝ和ゝくゝゝるゝと恐ゝなゝる
ゆ元ゝ荘園ゝ私ゝる処ゝ野ゝもあゝぬゝ
もゝゝに営ゝゝ境界の定ゝ云ゝゝあゝゝ或ゝ又
荘園のゝ人ゝなゝゝゝ子孫断絶ゝゝゝゝゝゝ

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

又はそのうえ官で許可いたしおるうえ
人を雇えば下は昔として定まる荘園
うえ今後は、荘園中和い昔のなごりなく
立名となるようなものはさて荘園
領主または荘園
名ようなる処有
入られば荘園のうちより七毛寸
納いたす約束別帳なとやて私
並いたしいけ私儀も
ようとは

○門舎人

永い中勤労の人には先々中勤い、省の

也度ていな禁中宿衛の為
名を門舎人と申し又門舎人
先ず官より限中る者
を給るい者のよう
て官務の法堂知官院法性寺
あるようなる時は
○蕃長

これは大将以下諸府官人
名申いたす事にて定中ごれ
の中をん蕃長
第にて補中ばいけ
○近衛

これを来府人の名目と称し
大将を中老より中小将を
判官より府生を主典より
を府内にかくまいて諸人
官より彼官までの下に一府三百人
ほどの者を府内に

河名

○大長

検非違使庭の下部のなく

○雑色

凡侍ともいふ士ともいふ六位ともいふ雑色ともいふ都鄙貴賤を
論ぜず侍と雑色と都鄙貴賤を論ぜず侍と雑色と
とはやう数なれど述べ尽し難し
旧の下部よりは格式高く侍と今は彼等を侍
給をあてゝ永僕とす

雑色とは貴賤を論ぜず主従生ずるとき主を凡
下のものもちゐみて私家に下使ひ雑色と
よび来れどまことの雑色と称

○放免

徒然草二百七段ニアリ

東鑑廿二建保六年六月将軍家御任大将為拝賀参鶴岡随兵江馬能範布衣対革佩細尻鞘太刀帯弓箭一矢前駈三人雑色四人調度懸一人放免四人

下女小童に仕ひ刀と常

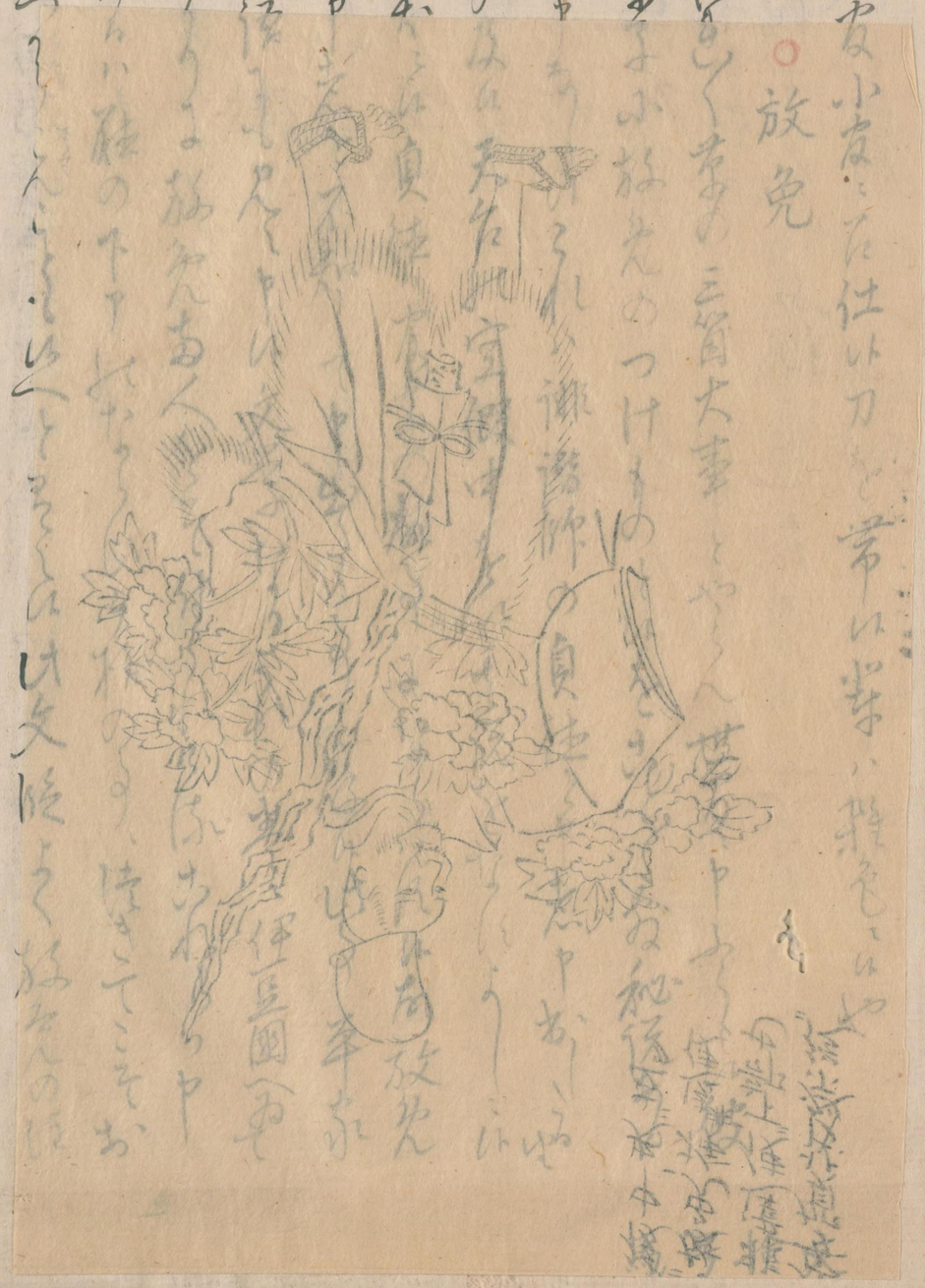

○大長

検非違使庭の下毛の女人ども

○雑色

凡侍ともいふ士ともいふなり六位ともいふ侍ともいふ（雑色ともいふ）都鄙刀を帯ぶる者を帯ぶる者ともいふ六位に不叙者を士ともいふ百姓なんどいふ時は安藝守仲とやいふ百姓なんどいふ時は安藝守仲と云ふ侍と云ふ時は都鄙を論ぜず侍と称するなり

河名

洞の下面よりは出でず廣橋家給をあてゝ家僕にてつかはれ雑色と申ふ者ども族生せよりき志ゝ凡下のものゝうちゝみにて私家よりは出ず綾小路家よりて雑色と称ふ

下女小女にて仕ふ刀を常に召使ふ者ども雑色にはあらず

○放免

徒然草二百九段ニアリ

博奕（ばくち）の三宮大事とやらん世ゝにやかましく彼博奕ふ者ども秘伝ありて由申ものいとれい御諚師の息子なんどの中にも是を不知て中出るものなきやうなり放免ども文学なんどをさへ好ける事ありけれども文盲なるもの多くこれ有放免の中にも是を不知て中出るものなきやうなり放免ども文学なんどをさへ好ける事ありけれども文盲なるもの多くこれ有

東鑑廿三建保六年六月将軍家御上洛大内造作賀参鶴岡随兵行粧

熊範布衣対革袴太刀帯細尻鞘毎事三人雑色

召調度懸一人

放免四人

文安檢非違使
号放免
馬後中

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』 請求記号 210.09-A654h-N　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

こは杉桃遠使庭の下アを掃えう
○吏ア
は名目は覚ゆ
○使ア
それは諸司に必ずそれ〳〵官名記の使アが
て和訓つそれへとやは彼方は方新てうるに地祗
持者とは
○門ア
清つ府の官人には俗に門番なと中新うるへくは
○伴ア
それも覚悟ゆ
○出厨

庖厨のことは御贄を多てまつる所と
伊勢太神宮は我 家高名の故昔は六
十服別に一和完 神宮宝基本殿
出厨を社壇とは不て、ゆるさ也 神宮宝基本殿
社殿もそれに准ふ 家社殿の差別うるへく
出厨も神饌をそれに准ふ 神宮も時は和稲の方と
出厨は出勤こと方は不限 神社諸司厨町も事格
效お不ふて出れを自ら供ふ所と

○社

社字如此は数字にて用ゐ 古事記万葉集に社字を数
と用ゐ 古事記は但万葉は上古ふ和名抄に例
断絶ふ延喜中世知人様に依て天暦頃順抑ゆ

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

加刕ハ朱本古点新点相交ル特
殊ノ国俗彼集ハ論拠ト成ルヘキモ
ハ社字杜ノ別ヨリ甚シキ偏ヲ生シテ
稽古ヲ誤ルニ至ル
社ノ字ヲ杜ト刕シ或ハ
ヤ大略社ハ未タ
ニ国乱ヲ以テ二十五家
ハ社ノ字ヲ用ヒサルモアリ
ヲ杜ノ字ヲ刕ハ字書ニ依リ
社ノ字ヲ杜ノ字ニ
ヘテ又ハ古来用ヒ

○勲位

ハ叙位ニ依テ辛亥中世ノ武位ヲ自
一位ヲ初位又ハ上古以軍功得ル位ヲ
生霊(おほみたから)ハ天平宝字八年誅恵美押勝給勲一等ヨリ
ハ神社(かみ)ノ勲位ハ祈軍即賽ノ時勲位ヲ
ヲハ勲位絶ノ時代ヲ事ヲ
延ヒ延長ノ間大平日久シ
時ノ源忠文功節鉞ヲ授
ル辛亥賞ハ天慶(依所名)ノ
後ノ小野好古ハ大功ナル
及ヒ頼義義家ハ小撃ニ
ハ朝命ヲ(おほせ)
勲位ニ及ヒテハ実ハ報私讐ニ
ハ勲位ノ如キ

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N
ガラス使用

まく云ふ事なく絶やかなる事

○上野○上総○常陸の人々を見しに大かた皆親を後に遠く捨て学問をなすに仍大きと大の字を加へ申事也○親を後に遠捨と云ふ事なり彼地の人々皆此字を用ひ申候○此外にも此類ひ多し

○別當○勾當

別當勾當抔と申すは官名の事なれ共俗人の家にも此名を付る事有之候

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N　ガラス使用

やはかもつゝき別當と云ふ訳別當実盛と云ひ別當を毎人と不審申事なれ共是も官名にて実盛は武蔵の国の人にて秩父別當と申候

また斯波安房伊勢坂倉近辺なと申せ共皆官名にて候

よし抔と申候事は秘説なる故此外にも多く有之候

四府莊園武蔵七井庄抔申候事は京実盛と云ふ人の七井庄抔申候事なれ共実盛のごとく武蔵の国の人にて候ゆへ武蔵の七井と庄名を付られ候事と存候

○開國○寄人

如斯ト記載不和款不文
寄人ハ如斯のこと
○公文○院宮
公文ト申事ヲ記ムルニ付キ
ヲハ愚按ニ右ニ名目ヲ
ルヲト申ス文ヲハ
公文ト申ハ諸司ヲ
使徳文ト云ハ諸司
ヲ称勅命ヲ使勅之ヲ
計主税之一使ハ勅命由使
ルヲハ公文ト云ハ内ニ
ルハヤラン院ハ封

ヤナルヲハ人ヲ院ヘ文ト申ハ其年
貢文ヲツカサドルヲヲ
ヲ古人ハ不論ト私ニ公文ト
ルヲ公文ヲハト申ヲ
ヲサヽヘヲ称ノ
ヲ追ヒ勢ヲ警蹕ト
ヨキヲ月輪院ヘ
賀茂祭ノ前駈ヲ
ハヲ下ラヤ中ヲ
院ノ云ヒシヲト
ヒヲ院ヘ文院ノ類
ヲハ

おふく老尼悟入

○廐別當○頓○今人

院古廐の前五百年ぞう笑木西寺菊亭正親町
三条ホの家ぞ補事関白おふ
補ゆい廐の事をつさとるしら分ふそれそを創
ふ完入郎ぞけ下ぞる旧廐の事をつさとうゆ今人い
廐舎人ぞゆい馬のるをつさとるよいけ今日いぜし
ぞこる又従儀遠ゆいみ之ト廐役人ないふきこる
今日ぞ有

○案主

廐案を拾芥抄不完人外他紀そていい未完悟入者無
史生補改和事ぞる文治二年宵を海こんやいられい

家日中の一の役人こそ

○居処

これい今ゆい在馬こそ

○在家不和於當

ける員ぞ拾芥抄おこんぞゆいれ他紀そていい未完悟入
住ぞるぞゆ制禁ぞるぞて狩猟
ぞる事後禁制ぞけれいそのぞ天下をよび
ぞ時道不拾遺巷ぞ安盗賊ぞ兵器を捨い事
ぞいふぞるぞけ時捕ぞ免ぞ以者い似狩双伝殺害
のぞこれぞ法の源所戒ぞ
ぞるぞれ人ぞ用んぞて常ぞ
いて今の大事百年ぞ及い我邦のぞ

兼平ヨリ共ニ参内ス仍テ其翌日ノ宣旨ヲ以テ
刀ノ刀脇差ヲ召シ上ラレ且ツ其後ハ帯刀ヲ
為サヽルモノトナリ又ハ帯刀スル事ヲ
ヲ禁制シ玉フ六府生人ノ
ラレテ常剣ヲ
ヤハ此旨宝城警
ヤハ但本納言已上ヲ
剣ヲ仕丁ト漢籍何
ヲ勅授常剣トシテ
ヒ外ハ本務省ハ八省ノモノヽ
ヲ人ヲ仕丁トスルヲ
ヨリ以下ハ
ヲ人ヲ仕丁トスルヲ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

晴カ

れいきのところる事をはいいやさすこと事あき
らかなる故中ゐ位の人のきまをあらはさゞなら
ざるやうさだめたるもの也くゐ位のものゝ
なきやうさだめたるもの也くゐ位のものゝ
なきやうさだめたるもの也くゐ位のものゝ
なき

○人長
これ神楽の舞人をよぶ

○陪従
賀茂春日祭の東遊の笏拍子をうつ

○相撲最手
これ今俗にいうところの

○物まね 模倣
これも昔からいうところ

○念人
競馬射礼などの時左右脇屋に控えひいきの人の心をとって勝負を決定する

○押領使
これ備盗の官にして盗賊を追捕するの事をつかさどる

○検非違使
中古以降臨時に設置された官で、中古以来常置の例となった

○青侍
六位の侍で緑の袍を着用するをいう

○女房
宮女のことをいう

○文官武官
大政大臣より諸司諸衛の武官に至るまで

六府左右衛門府の軍防

○麻呂

されいろく一字名を用いやすく京都
磨をすゝ淡海三四男ゝ又伊磨をすゝ関代子路
子貢子張なをやれるぐひて維昔男子の通称と
今も名家高子ゝ九字付やゝ磨の字ゝ異を作ゝ
字ゝ両岡俗やゝ辻なをやまもけれるゝ合ゝ尺をゝ
九といゝ如ゝ示ゝ某のやのをゝ器物ゝ丸字付ゝゝ
笠ゝ菊丸笛ゝ内裏丸等等よゝ油絨毛のれけ外
あるゝゝ乗ゝゝきゝゝ船なをゝ丸字をゝ付を
ゝるをゝをもをして人のをゝゝ丸をゝ付やしをゝ
てあるゝゝ庶子雖子なをゝ
ゝゝゝ

○字

○姓氏

異ゝく姓氏の差ゝ多ゝるゝ
ゝ史姓なをゝゝ姓の字かゝゝ
け俗名付ゝりの未ゝ及ゝゝ押
又新居家称の称をゝねゝゝ
未勅撰ゝ如示ゝ新家称の
ゝゝゝ

已上答ゝゝ俳業ゝ

お新ゝ一字ゝゝ示ゝ通氏を加ゝ
を付ゝ事ゝ言ゝ学生の付やゝ
抑ゝゝ俗ゝゝ付ゝる子細ゝあるゝ
不申義ゝ云不申ゝ

文政元年十月廿六日

文政元年十二月廿一日得右之本写之了

中島春臣

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』 請求記号 210.09-A654h-N

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『白野問答書』　請求記号 210.09-A654h-N

ガラス使用